



2026.8

漢方医学センター
一木 昭人

海外で気づいた、 日本ならではの漢方診療

2026年3月に東アジアのHIVシンポジウムに招待され日本のHIV診療について講演させていただきました。「日本では内科専門医と漢方専門医の両方の資格を持っています」と紹介された後、司会の台湾の先生から「漢方を処方してもらうときは一木先生の所に行きましょう」と冗談交じりに紹介され、会場に笑い拍手が起きました。不思議に思って終了後に他の先生達と話をしたところ、他の国では、西洋医学の医師は制度上、漢方を処方できないとのことでした。

日本、韓国、台湾など東アジアでは、それぞれ医療制度が異なることがわかりました。日本では医師（西洋医）が西洋薬も漢方薬も処方することができます。しかし韓国では医師（Medical Doctor）と韓医師（Korean Medicine Doctor）は国家資格が完全に別です。ですので医師が漢方薬を処方することはできませんし、逆に韓医師は西洋薬を処方することができません。台湾でも西医醫師（西洋医学）と中醫師（中医学）の免許は別です。一部両方の免許を持つ医師はいるようですが、日本のように一般の西洋医が漢方を日常的に処方することはないようです。また中国でも西医と中医は別資格です。東アジアでは、日本のように一般の医師が保険診療で日常的に漢方薬を処方できる国は非常に珍しいようです。

日本では、一人の医師が西洋医学と漢方の両方を組み合わせて治療を考えられることが、大きな特徴です。例えば風邪の患者さんに漢方を処方する場合、日本では内科医が漢方を処方することが出来ますが、韓国では内科医が診察した後に韓医師へ紹介され、韓医師が漢方を処方します。台湾でも同様に、内科医が診察した後に中醫師へ紹介され、中醫師が漢方を処方します。

このように資格を分けることで、それぞれの専門性を高めるという考え方もありますが、日本では医師であれば漢方薬を処方することができます。ですので皆さんが困った症状がある際に、「漢方という選択肢はありますか？」と、かかりつけ医へ気軽に尋ねていただければと思います。必要に応じて当院漢方センターへ紹介していただくことで、より専門的な診療を受けることができます。

漢方は、普段の診療の中で活用できる身近な治療の選択肢の一つです。気になる症状がありましたら、どうぞ気軽にご相談ください。